

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、米国をはじめ欧州並びにアジアにもグループ会社を有するグローバル企業であります。世界的に企業間競争が熾烈化する経営環境の中で、公正かつ公平な取引を通じて、継続的に企業価値を向上させていくため、経営ビジョンをより効率的に実現できる透明度の高い経営システムを構築する必要があります。そのため、当社は、執行役員制度を導入し、2007年10月には、グループ経営のガバナンス向上、事業会社における経営競争力の強化、グループ戦略機能の強化を目的として持株会社体制へ移行いたしました。

2013年にスタートした長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」の第二次3カ年計画がスタートする本年(2016年)、当社は創立60周年を迎え、グローバル・メジャーに相応しい社会から信頼される企業体質を構築するために、コーポレート・ガバナンスを更に強化する目的で、会社法上の監査等委員会設置会社に移行いたしました。

今後も業務の適正を確保するための体制を整備し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-8-1 独立社外取締役のみを構成員とする会合】

現状、独立役員のみを構成員とする会合は持っておりません。今後、必要に応じて会合・会議体等の設置を検討いたします。

【原則4-8-2 筆頭独立社外取締役の決定】

現在、独立社外取締役を3名選任しております。グローバルな企業経営経験者および法律の専門家の方々であり、それぞれが独立した立場で経営に関する監督・監査を行っており、特に問題も無いことから、当社は、筆頭独立社外取締役を決定しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

＜資本政策の基本的な考え方＞

当社は、資本政策において、財務の安定性を確保した上で資本効率の向上を図ることが重要であり、そのバランスをとりながら、最適な投資・株主還元等を実施し、中長期的に企業価値を高めていくことを基本方針としています。

＜当面の資本政策・財務方針＞

「三和グローバルビジョン2020(当社グループの長期ビジョン)」では、「動く建材のグローバル・メジャー」を掲げており、戦略的な成長投資を最優先といたします。

1. 資本・負債構成

- (1) 自己資本比率は、40%以上を維持する方針で取組めます。
- (2) 負債については、財務の健全性を損なわない負債構成に努めてまいります。

2. 投資

- (1) 設備投資
既存事業の維持・継続に必要な設備投資は、原則減価償却費の範囲内で実施します。
- (2) M&A、事業提携等の投資
コア事業並びに将来的にコア事業への成長が期待できる関連分野への投資を優先的に検討いたします。

3. 株主還元

- (1) 配当性向は連結当期純利益の35%を目安にしていきます。
- (2) 自己株取得については、上記記載の「投資」を優先し、投資による大きなキャッシュアウトがなければ自己株取得を検討いたします。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進等を通して中長期的な視点で当社の企業価値向上を図るため、取引先の株式を取得し保有することがあります。

政策保有株式については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資することを定期的に検証し、主要な銘柄については取締役会に報告します。

政策保有株式の議決権行使については、発行会社の企業価値や株主利益、当社の利益、その他諸般の事情を総合的に考慮し、適切に議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が当社の役員と多額の取引を行う場合は、取締役会での事前承認及び実績報告をすることとしています。

また、当社は大口取引を行う際、社内の決裁規定に基づき、取締役会の承認を行うことになっています。主要株主等関連当事者との取引も、この承認手続きにおいてその妥当性を審査しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 当社は創業以来の精神である「当社の方針」を継承しつつ、経営環境の変化に対応すべく、2001年に三和グループの「使命・経営理念・行動指針」を策定いたしました。詳しい内容につきましては当社ホームページにて開示させていただいております。
(<http://www.sanwa-hldgs.co.jp/company/idea.html>)

また、当社グループの経営方針並びに中期経営計画につきましては当社ホームページIR情報で開示させていただいております。
※第二次3か年計画 (<http://www.sanwa-hldgs.co.jp/ir/strategy.html>)

2. 当社はコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を当社ホームページ並びに有価証券報告書に記載しております。
(<http://www.sanwa-hldgs.co.jp/ir/governance.html>)
3. 当社の取締役の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社取締役求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計することを基本方針としています。
取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬は基本報酬、業績連動変動報酬、株式報酬型ストック・オプションで構成され、監査等委員である取締役および社外取締役は基本報酬のみで構成しています。
詳細は、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。
4. 当社はグローバル規模での競争を念頭に、事業の方向性や戦略を打ち出して推進していける人材を経営幹部として選定します。
取締役の指名においては、個々人の能力、見識、経験はもとより、取締役会、監査等委員会全体としてのバランス、多様性等を考慮の上で決定しています。
5. 取締役および社外役員については、個々の選任時期の「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を記載しております。

【原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

重要な経営意思決定を行うとともに取締役の業務執行の監督機能を担う取締役会は、事業計画等の経営方針やその他の経営上の重要事項、並びに法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その内容は社内規則「取締役会規則」によって明確にしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役11名のうち社外取締役は3名となっております。当社は、3名とも独立役員として東京証券取引所に届出をしており、当社の社外役員の独立性基準を満たしていると判断しております。
当社は、社外取締役の方々に経営に関する助言、経営全般および利益相反の監督、取締役会の透明性の向上等に尽力いただいております。当社のコーポレート・ガバナンスの充実に資すると考えています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の独立性に関する基準につきましては、当社ホームページの「社外役員の独立性基準」をご覧ください。
(<http://www.sanwa-hldgs.co.jp/20151201dokuritsu.pdf>)

【原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(1)】

グローバルな環境変化に合わせて迅速かつ果敢な意思決定を行い、かつ意見の多様性を確保するため、取締役の人数は17名以下の適切な人数と定めております。
なお、取締役の選任に当たっては、グローバルな観点から会社経営を監視・監督し、また、事業に係る重要な意思決定を行うにあたり必要とされる能力・見識・経験等を持つことを基準としています。

【原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(2)】

取締役が他の会社の役員を兼職する場合には、当社の取締役として役割・責務を遂行する時間及び労力を確保することができる合理的な兼職数であることを確認しています。
取締役の重要な兼職の状況につきましては、有価証券報告書および株主総会招集通知参考書類において、毎年開示を行っています。

【原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(3)】

2015年度においては、取締役会は合計12回(定例10回、臨時2回)開催され、経営に関する事項と業務執行に関わる重要事項がタイムリーに決定され、また、報告されております。
当社取締役会では、必要に応じて事前の資料配布あるいは説明が行われ、また十分な審議時間が確保され、監査等委員である取締役(社外取締役を含む)を含め、オープンかつ活発な議論が行われる等、監査等委員会設置会社への移行による取締役会の監督機能および透明性が向上することから、その実効性は確保されていると考えます。
現状、十分と考えていますが、実効性評価の方法等についてより望ましいものがあれば、検討していきます。

【原則4-14-2 取締役・監査役トレーニング】

社内取締役に対して、当社の経営課題、財務・法令遵守等に関する必要な知識の習得を適宜行うことを目的として、個々の取締役に適合したセミナーや交流会等の機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っています。
社外取締役には、当社グループについての理解を深めるため、各部門から事業・業務内容等の説明を行うとともに、主要事業所及び工場等を視察する機会を設けております。

【原則5-1 株主との対話建設的な対話に関する方針】

1. 基本的な考え方

当社では、「情報開示の基本方針」「情報開示の基準」「情報開示の方法」「沈黙期間の設定」等についての留意事項からなるIRポリシーを2006年に策定し、当社ホームページにて公表しています。

(<http://www.sanwa-hldgs.co.jp/ir/public.html>)

また、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であるとして認識しており、正確な情報を公平にご提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。

2. IR体制

株主・投資家との対話に関しては副社長(社長補佐 兼 経営企画部門担当)を統括責任者とし、広報IR部長が補佐を致します。広報IR部は対話を充実させるため、各テーマの担当部署に情報提供を求め、各担当部署は広報IR部に協力します。

3. 対話の方法

報道機関、アナリスト、機関投資家に対して、年2回、CEOによる決算説明会を実施しております。また担当部門によるスモールミーティング及び個別のミーティングを適宜実施いたします。個人投資家に対しては、ホームページ上に専用ページを設け、業績、事業内容、経営方針等を分かりやすく、さらに英訳でも掲載しております。また、統合報告書の発行や決算説明会の動画も配信しております。

4. 社内へのフィードバック

株主・投資家との対話内容は、必要に応じ、副社長(社長補佐 兼 経営企画部門担当)を通じて取締役会等にフィードバックいたします。

5. 情報開示の方針及び情報管理

株主・投資家との対話の際は、社内規定(インサイダー取引防止規定)やIRポリシーに則り、インサイダー情報を適切に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,493,600	5.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,371,900	5.17
株式会社三井住友銀行	11,299,718	4.72
第一生命保険株式会社	8,100,000	3.38
日本生命保険相互会社	6,815,916	2.85
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	6,420,364	2.68
THE BANK OF NEW YORK , NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	5,906,400	2.47
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	5,610,155	2.34
日新製鋼株式会社	4,968,000	2.07
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,637,000	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	17 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安田 信	他の会社の出身者											
米澤 常克	他の会社の出身者								△			
五木田 彬	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田 信		○	安田 信氏は、当社の買収防衛策独立委員会の委員として報酬を受領しておりますが、その額は年間1百万円以下であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。	安田 信氏の長年にわたるグローバル企業経営者としての豊富な実績と、社外役員として企業経営に携わった経験等に基づく高い見識は、当社の取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き、取締役として適任と判断しております。
米澤 常克	○	○	米澤常克氏は、当社グループの取引先である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社出身で、当社グループと当社グループは、当社グループの原材料の仕入取引と当社グループ製品の販売取引があります。しかしながら、当社グループおよび当社グループの取引額はいずれもそれぞれ過去3事業年度において、当社グループおよび当社グループの年間連結売上高の2%未満の取引であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相	米澤常克氏は、会社経営者として長年企業経営に携わり、経営・経済に関するグローバルな経験と高い見識を有していることを踏まえ、当社の経営全般に関して独立した立場からの確なご指導をいただけるものと考え、監査等委員である社外取締役として適任と判断しております。

			反が生じるおそれは無いものと判断しております。	
五木田 彬	○	○	当社は、2015年12月まで五木田氏と法律顧問契約を結んでおりましたが、現在は契約を解除しております。 契約当時、五木田氏との顧問料は月額10万円（顧問契約以外の報酬等の支払いはありません）であり、また、過去3事業年度において五木田三浦法律事務所の年間売上高の2%未満の取引であるため、当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断しております。	五木田 彬氏は、検事および弁護士として長年の経歴をもたれ、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていたため、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	2	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会および監査等委員である取締役の職務の補佐は、内部監査部門である監査部が担当しております。監査部の評価および人事異動等は、監査等委員会の同意を得ることを必要とすることで、業務執行部門からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員である取締役および内部監査部門である監査部と会計監査人は、年2回の定期的会合に加え、必要に応じて監査部の監査結果について報告する会合をもち、監査意見交換などを行い、それぞれの監査方針や期中に発生した問題点について情報交換を実施しております。

監査部は、監査等委員会の職務を補助しており、毎月の定期報告会に加え、必要に応じて随時、監査に関する情報を共有する会合を持っております。また、監査等委員会の選定監査等委員と監査部は、相互に特定事項について調査等を依頼できる協力関係にあり、対象部門に対して詳細な監査を行い、その結果を相互に報告し合うなど連携を強めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

- ◎当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
- ◎安田 信氏は、2015年度に開催した取締役会12回全てに出席し、主に経験豊富な企業経営者としての観点から発言を行っております。
- ◎米澤常克氏は、監査役就任後（2015年6月26日）の2015年度に開催した取締役会9回、監査役会8回全てに出席し、経験豊富な企業経営者としての観点から発言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の連結業績向上、企業価値の創造・拡大に対する意欲や士気を一層高め、株主利益の向上を図ることを目的とし、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を2008年度より付与しております。

※監査等委員会設置会社移行に伴う制度見直しにて、監査等委員である取締役に対しては付与していません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

〔2015年度に交付した新株予約権〕

割当対象者	当社取締役8名（社外取締役は除く）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 54,500株
権利行使期間	2015年7月14日から2045年7月13日まで
新株予約権の払込金額	1株当たり 921円

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

《2015年実績》

- 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
 取締役（社外取締役を除く）8名 報酬等の総額583百万円
 （基本報酬372百万円、業績連動変動報酬171百万円、株式報酬型ストックオプション50百万円）
 監査役（社外監査役を除く）3名 報酬等の総額40百万円（基本報酬40百万円）
 社外役員 4名 報酬等の総額46百万円（基本報酬46百万円）
- 役員ごとの連結報酬等の総額
 報酬等の総額が1億円以上の者については、有価証券報告書にて個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

◎取締役報酬等の額の決定に関する方針

- 取締役報酬等の額の決定に関する方針の決定方法
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の決定方針については取締役会の決議により、監査等委員である取締役報酬等の決定方針については監査等委員である取締役の協議により決定する。
- 取締役報酬等の額の決定に関する方針の内容
 - 取締役報酬等の基本的考え方
 当社の取締役報酬等については、企業業績、企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保、維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合った報酬水準および報酬体系となるよう設計する。
 - 取締役報酬等の内容
 - 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬
 基本報酬、業績連動変動報酬、株式報酬型ストックオプションで構成する。
 ただし、社外取締役については、基本報酬のみで構成する。
 また、基本報酬、業績連動変動報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、株式報酬型ストックオプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストックオプション総額の限度内とする。
 - 監査等委員である取締役報酬
 基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とする。
 - 基本報酬
 基本報酬の水準は外部専門機関の調査による他社水準を勘案して設定し、監査等委員でない各取締役の報酬は、連結業績、役位を勘案して取締役会にて決定し、監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定する。
 - 業績連動変動報酬
 業績連動変動報酬総額は、当社の業績向上に応じて、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は役位、担当部門の業績を勘案して、取締役会にて決定する。
 - 株式報酬型ストックオプション
 株式報酬型ストックオプションは、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）が、株価上昇によるメリットだけでなく、株価下落によるリスクも株主と共有することにより、当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として付与するもので、各取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の割当数は、役位を勘案して、取締役会にて決定する。

【社外取締役のサポート体制】 更新

監査等委員会の職務を補佐する部門を置き、社外取締役を含めた監査等委員である取締役および監査等委員会の職務をサポートをします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行、監査監督方法など取締役会をはじめとするガバナンス機構に関する現状の体制の概要

当社は、2016年6月28日開催の第81期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会、監査等委員会を設置しております。取締役会は、取締役11名で構成され(監査等委員である取締役3名含む)、内3名が社外取締役であり、3名とも独立役員として指定しております。

取締役会、監査等委員会については、原則として3ヶ月に1回以上開催することとしております。取締役会においては、適時に重要な経営意思決定を行うとともに取締役の業務執行の監督を行うことにより、また、監査等委員会においては、各監査等委員である取締役が監査等委員でない取締役および執行役員等の業務執行状況を監査し、その報告・意見表明を行うことにより、適法かつ適正な会社運営の確保に努めております。

また、執行役員制度を導入し、取締役会における経営意思決定と執行役員の業務執行を分離することにより、経営の効率化と取締役が執行役員の業務執行を監督する機能について強化を図っております。

監査等委員である取締役および内部監査部門である監査部と会計監査人との連携状況については、当報告書「経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査等委員会】の項を御確認下さい。

2. 業務執行、監督機能等の充実に向けた具体的施策等の内容

◎監査等委員会設置会社への移行に伴い、経営判断の迅速化を図る観点から、法令に定める事項を除く「重要な業務執行の一部の決定」を取締役(CEO)に委任いたしました。これに伴い、委任された取締役(CEO)の諮問機関として、経営に関する重要事項について審議・答申を行い、同取締役の意思決定の判断、業務執行の機動性強化等の補佐をする「経営会議」を設置いたしました。

この経営会議は、(1)取締役会よりCEOに委任された重要な業務執行の決定に関する事項、(2)取締役会付議事項のうち、CEOが必要と認める事項、(3)その他、CEOが必要と判断した経営に関する重要な事項を審議し、取締役会と併せた迅速かつ効率的な経営意思の決定を図ってまいります。

◎業務執行の詳細状況の監督・監査については、グループおよび地域別PDCA会議(監査等委員でない取締役、常勤の監査等委員である取締役、執行役員等の経営幹部によって構成され、四半期毎に開催)において、取締役が経営計画の進捗状況を監督し、経営課題に対する指導を行い、監査等委員である取締役は執行役員等の業務執行の状況を監査しております。

◎当社グループが一体的にCSR活動を展開していくため、当社CSR推進部を事務局とするグループCSR推進会議を原則として年2回開催し、グループ全体のCSR方針や品質保証体制などを審議しております。また、グループ各社には現場と一体となった活動の企画・推進を図るCSR推進委員会を設置し、CSR活動の推進に取り組んでおります。

◎会計監査は会計監査法人である協立監査法人の監査を受けております。2015年度については、公認会計士は南部敏幸氏(継続監査年数2年)、田中伴一氏(継続監査年数4年)の2名であり、会計監査業務の補助者は公認会計士12名、その他1名であります。

◎当社が健全で社会的信頼に応えられる企業統治体制を確立維持運用するために、選定監査等委員が子会社等に直接赴いて調査をし、または報告を求めています。また、主要な連結子会社の会計監査は当社の会計監査人の協立監査法人が行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会をはじめとするガバナンス機構の構成に関して、現状の体制を採用する理由

監査等委員会設置会社へ移行に伴い、ガバナンス体制を上記のような体制に変更しております。

今後も、業務の適正を確保するためにより良い体制を整え、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前(21日前)に発送しております。(法定期日《総会開催2週間前》よりも早く送付する様にしております。)
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日時で、株主総会の開催を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	2012年より、パソコンまたは携帯電話からインターネットを利用した議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2012年より、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英訳招集通知をホームページに掲載しております。
その他	株主の皆様へ早期情報開示するために、当社ホームページ等に招集通知(参考書類)、事業報告を発送前に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2006年4月に情報公開方針を策定し、当社のホームページに掲示しております。 ※当社HP⇒「IR情報」⇒「経営方針」⇒「IRポリシー」をご覧ください。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年度は、証券会社で個人投資家セミナーを1度開催しました。 2016年度は、4回を目標に開催する予定です。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算発表、第2四半期決算発表後、代表者による決算説明会を実施しております。 また、各四半期決算発表後、副社長および広報IR部長による個別ミーティングを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表者による説明会は実施しておりませんが、副社長および広報IR部長による米国、欧州、アジアで個別ミーティングを実施しております。 また、必要に応じて副社長を含む取締役が海外カンファレンスに参加しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページに、有価証券報告書、ニュースリリース、決算説明会資料等の各種資料を掲載しております。 (http://www.sanwa-hldgs.co.jp/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR部を組織しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの使命を次のとおり定めています。 「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献します」
環境保全活動、CSR活動等の実施	1. CSR活動 2005年3月に下記の内容のCSRに関するテーマを策定し、2006年1月小冊子「コンプライアンス行動規範&ケースブック」初版を、2008年4月と2015年4月に改訂版を当社グループの役員及び従業員に配布し、CSR活動に取り組んでおります。(詳細はホームページ内「CSRの取り組み」をご覧ください) ・当社グループのCSR(CSR重点テーマ) (イ)誠実で透明な企業活動による信頼向上

- (ロ)従業員・協力業者・施工技術者の活力向上
- (ハ)お客様・社会の満足度向上

2. 環境保全活動

当社グループにおいては、下記の「三和グループ環境方針」を策定し、その考えに基づいた各種施策を実行しています。

《基本理念》

三和グループは、グローバルな総合建材企業として、環境を重視した事業活動及び環境に配慮した商品、サービスの提供を行なうことにより、持続可能な発展ができる豊かな社会の実現に貢献する。

《基本方針》

- (イ)環境に関する法規制及びその他の要求事項を遵守し、社会とのコミュニケーションを図る。
 - (ロ)環境に与える影響を的確にとらえ、目的、目標を設定し、継続的な環境の保全及び改善に努める。
 - (ハ)省資源、省エネルギー、リサイクルの推進、廃棄物の抑制を含め汚染の予防に努める。
 - (ニ)環境に配慮した商品開発を積極的に推進し、更なる技術レベルの向上に努める。
 - (ホ)グループのために働くすべての人に環境方針の理解と環境情報の周知を行い、環境保全の意識向上に努める。
 - (ヘ)事業活動に関連する協力会社に対し環境保全への取り組みを働きかけ、かつ支援に努める。
- 以上を推進するため、環境マネジメントシステムを実施し、維持し、継続的改善に努める。

3. ISO14001の認証取得

当社グループ中核事業会社三和シャッター工業(株)は、2007年5月に開発、資材調達、製造、物流の各部門全般及び本社関連部門にて、ベニックス(株)は、2000年5月に製造部門(嵐山工場)でISO14001を認証取得しました。
 今後は、更にグループ全体でISO14001認証範囲の拡大を検討していく予定です。

4. CSR報告書

2014年10月に「CSR報告書2014」を発行しました。なお、報告書はホームページ内「CSRの取り組み」⇒「CSR報告書」に掲示しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、『安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する』ことを「使命」とし、「使命」を具現化する「経営理念」および「行動指針」を定め、これを具体的な行動に移す「三和グループコンプライアンス行動規範」を制定する。
 - (2) 「三和グループコンプライアンス行動規範」の周知・浸透を図るため「コンプライアンス行動規範&ケースブック」を当社グループの役職員全員に配布し、各人から行動規範を遵守し行動する旨の書面を取得して、法令、社内規程・社内ルールの遵守、社会的要請に応える誠実な企業活動の展開を推進する。
 - (3) 当社グループの役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、CSR (Corporate Social Responsibility) 部門を担当する取締役を議長とし、当社各部門長およびグループ各社の社長から構成する「グループCSR推進会議」、その下部組織に、グループ各社に各社の社長を委員長とする「CSR推進委員会」を設置し、コンプライアンス活動体制の構築・推進を総括し、コンプライアンス意識の向上および教育・啓蒙に努める。
 - (4) 当社グループは、毎年11月に「コンプライアンス月間」を実施し、各部署・各人の行動が、法令、社内規程・社内ルールおよび社会倫理に則っているか等の点検、確認、勉強会等を行い、コンプライアンス意識の浸透と「コンプライアンス行動規範」に基づく行動の徹底を図る。
 - (5) CSR推進部および社外の第三者機関を窓口とする内部通報制度「企業倫理ホットライン」を設置し、当社グループの役職員および協力会社・業者が、コンプライアンスに関する事項について、通報・相談ができる体制を確立する。また、当該通報者に対しては、「企業倫理ホットライン運用規定」に基づき、通報・相談内容の機密を保証し、併せて通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
 - (6) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、総務部を対応部署として警察当局および弁護士等と緊密に連携し毅然とした態度で臨み、不正・不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役会等の意思決定に係る重要な会議の議事録、「職務権限規定」に基づいて決裁した文書等の取締役の職務執行に係る情報は、法令および「取締役会規則」、「文書取扱規定」等の社内規程に基づき、定められた期間保存する。
 - (2) 上記の文書等の情報は、取締役が常時閲覧することができる状態で維持するとともに、「情報セキュリティ規定」に基づき、適正な管理を図る。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループ各社は、「リスクマネジメント規定」に基づき、業務遂行における事業リスクの把握・分析・評価を実施し、必要な回避策、低減策を講じるとともに、緊急事態が発生した場合の損失を最小に止め、社会の信頼を損なうことのないように、発生時の報告から復旧対策までのリスクマネジメント体制を構築・整備・運用する。
 - (2) 「グループCSR推進会議」が、リスクマネジメント推進専管組織として、当社グループのリスクマネジメントの基本方針、リスクマネジメントに関する計画、施策の進捗状況の報告・審議を行い、また、下部組織のグループ各社の「CSR推進委員会」が、各社の事業展開に伴い発生するリスクに適切かつ迅速に対応するリスク管理を行う。
 - (3) 監査部は、内部監査の一環として当社グループのリスク管理状況およびリスクマネジメントの運用状況の監査を行い、その結果を代表取締役、CSR部門担当取締役および監査等委員会に報告し、CSR部門担当取締役の指示のもと、CSR推進部が取締役会の承認を得て改善を行うこととする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の活性化を図り、意思決定の迅速化、権限委譲によりグループ経営力を強化するために、執行役員制度を導入している。
 - (2) 「取締役会規則」「取締役・執行役員職務規定」「職務権限規定」および「稟議規定」等を制定し、取締役会における決議事項・報告事項、稟議における職位別決裁基準等により責任と権限および意思決定ルールを明確化して、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
 - (3) 会社経営に関する重要事項の諮問機関として「経営会議」を設置し、重要な業務執行の決定を委任された取締役の決裁事項のうち必要事項の審議を行い会社経営の円滑な遂行を図るとともに、取締役会付議事項に関わる重要事項の決定に資する事前審議を行い、取締役会における意思決定の迅速化および効率化を図る。
 - (4) 取締役会において、経営ビジョン、中長期経営方針、経営目標および年度経営計画を策定し、月次または四半期ごとにグループ会社を担当する取締役が主宰する「地域別PDCA会議」を開催して、グループ各社の計画必達に向けた施策のPDCA (Plan Do Check Action) の実施状況を確認・検証して、指導・助言を行い、取締役会にその進捗状況を報告する。
5. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループ各社の「自主独立責任経営」を尊重しつつも、当社グループの全体最適を踏まえた業務の適正を確保するため、各社に「使命」「経営理念」「行動指針」「三和グループコンプライアンス行動規範」を徹底し、グループ一体となったコンプライアンス体制、品質保証体制、リスク管理体制等により、健全で効率的な企業集団活動を推進する。さらに、グループ各社を含めた業務の適正を確保するため、諸規則、諸規定を整備し、適切な内部統制システムを構築する。
 - (2) グループ各社は、独立企業として自主運営を行い法令、社内規則・社内ルールを遵守して経営責任を果たし、また、グループ各社を担当する取締役は、各社の業務決定および業務執行の状況を監督し経営管理の透明性の向上に向けて指導、助言を行うことにより、当社グループにおける業務の適正の確保・推進を図る。
 - (3) グループ各社の取締役または監査役に、当社役職員が就任し、経営の適法性および実効性を確保する。
 - (4) 「グループ会社管理規定」および欧・米・アジア各社の決裁権限基準に基づき、グループ各社に対して、業務執行に係る一定の事項について、事前の協議または承認、事後の報告を義務付けている。なお、一定の基準に該当する事項は、当社取締役会の決議事項または報告事項とする。また、グループ各社を統轄する部門は、各社から業務執行状況等の報告を受け、必要に応じ支援を行う。
 - (5) 監査部は、当社グループの各部署に対して業務の執行の状況およびコンプライアンス、リスク管理に関する内部監査を実施し、その結果を、代表取締役および監査等委員会に報告するとともに、被監査部門にフィードバックし、業務執行の適正性・有効性の改善・向上に努める。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会の職務は、監査部が補助する。
 - (2) 監査部の評価・人事異動等は、監査等委員会の同意を得た上で決定し、業務執行部門からの独立性を確保する。
 - (3) 監査部の使用人は、監査等委員会の職務の補助に限っては、監査等委員会に従うものとし、監査等委員会の指示の実効性を確保する。
7. 当社グループの取締役および使用人等ならびにこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の

監査等委員会への報告に関する体制、当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査等委員である取締役は、経営会議、地域別PDCA会議およびグループCSR推進会議等の重要会議に参画し意見を述べ報告を求めるとともに、必要と判断する会議の議事録および稟議書等の業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの役職員に対して報告を求めることができる。
 - (2) 当社グループの役職員は、当社グループの業務または業績に著しい影響を及ぼすおそれのある事項、法令または定款に違反するおそれのある事項が発生した場合には、監査等委員会にその内容を速やかに報告する。
 - (3) 監査部は、内部監査の結果および改善状況ならびに財務報告に係る内部統制の評価状況、また、CSR推進部は、内部通報の状況を、代表取締役および監査等委員会にそれぞれ定期的に報告する。
 - (4) 当社グループは、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ内に周知徹底する。
8. 監査等委員である取締役の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査等委員である取締役からその職務の執行について、費用の前払い等の請求があったときは、監査部において当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ速やかに処理する。
 - (2) 監査等委員である取締役の職務執行に際して必要と認められる費用等については、監査等委員会と協議の上、監査部は毎年予算を計上する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、監査の実効性を高めるために、代表取締役と定期的または必要に応じて意見交換を行うとともに、会計監査人および監査部と定期的に協議を行い、緊密な連携を図る。
 - (2) 監査等委員である取締役は、当社グループの役職員に対して、業務執行に関する事項について説明または報告を求めることができるほか、業務および財産の状況を調査することができる。この場合、当該役職員は、迅速かつ的確に対応する。
 - (3) 監査等委員会は、監査の実施にあたり、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家を活用することができる。
10. 当社グループの財務報告の信頼性確保のための体制
- (1) 当社グループ各社は、金融商品取引法および関係法令に基づき、適切な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し運用する。
 - (2) 監査部は、当社グループ各社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を定期的を実施し、代表取締役に報告するとともに、継続的な改善・向上活動を行い、財務報告の適正性および信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- ・代表取締役は「コンプライアンス行動規範」に反社会的な圧力には毅然とした態度で臨むことを定めており、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、不正不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断します。
- ・事案については、総務部を対応部署として定め、警察当局および弁護士等と緊密に連携し毅然とした態度で臨み、これらの勢力・団体からの介入を防止します。

